消費税の達人（令和08年度以降）
from弥生会計（Ver.33.1.1以降） 運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」をご利用いただき誠にありがとうございます。
「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」は、弥生株式会社の「弥生会計」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」のインストール手順や操作手順について説明しています。

目次

1.対応製品 3

2.動作環境 4

3.インストール方法 5

1.「達人 Cube」からアップデートする場合 5
2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合 9

4.運用方法 11

1.「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合 11
2.「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合 12

5.操作方法 13

1.「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合 13
2.「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合 21

6.連動対象項目 29

「弥生会計」から連動するデータ（連動元） 29
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先） 30
［基礎データ（一般用）］画面 32
［当課税期間の課税売上高］画面 40
課税売上高及び消費税額等の予測表（1 面） （一般用） 41
［基礎データ（簡易課税用）］画面 42
［当課税期間の課税売上高］画面 46
課税売上高及び消費税額等の予測表（1 面） （簡易課税用） 47

7.アンインストール方法 48

8.著作権・免責等に関する注意事項 49

1.対応製品

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」に対応するNTTデータの対応製品及び弥生の対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和08年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（令和08年度以降用） Standard Edition
弥生株式会社	弥生会計 27 AE
	弥生会計 27 スタンダード
	弥生会計 27 プロフェッショナル
	弥生会計 27 プロフェッショナル 2ユーザー
	弥生会計 27 ネットワーク
	やよいの青色申告 27

注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降)」に必要な動作環境は「１.対応製品」(P.3）に記載の弥生株式会社の［対応製品］と同様です。

注意

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降)」のプログラムの起動を行うには、「１.対応製品」(P.3）に記載の弥生株式会社の［対応製品］のいずれかをインストールしている必要があります。

3.インストール方法

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



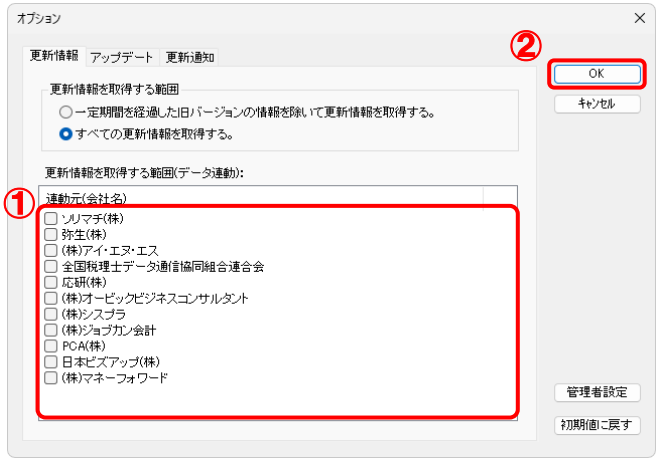
［アップデート］画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



［オプション］画面が表示されます。

3. [更新情報]タブ－[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



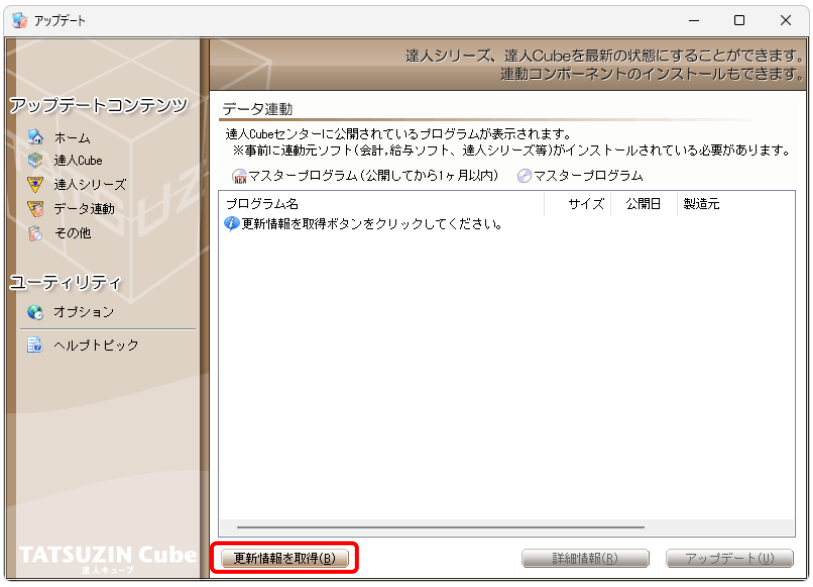
［アップデート］画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



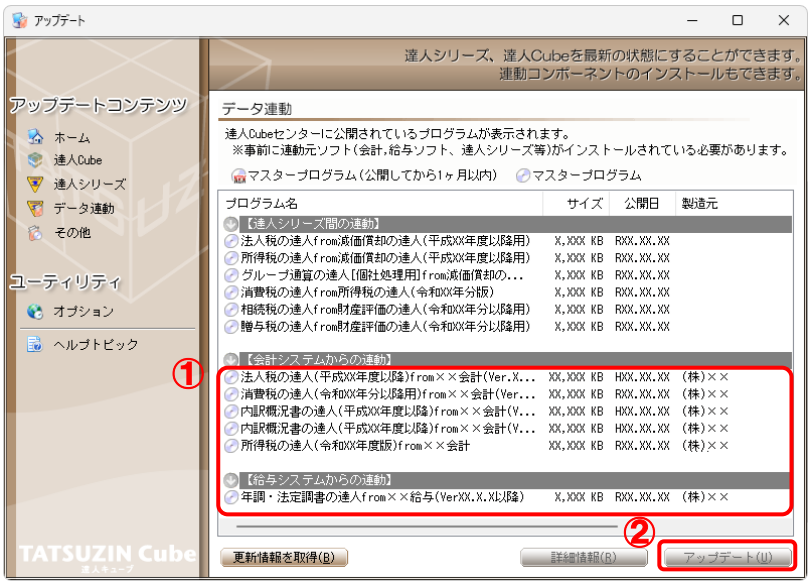
［データ連動］画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. **該当の連動コンポーネントをクリックして選択し（①）、[アップデート]ボタンをクリックします（②）。**



［ユーザーアカウント制御］画面が表示されます。

7. **[はい]ボタンをクリックします。**

［弥生シリーズセットアップ］画面が表示されます。

8. **[インストール開始]ボタンをクリックします。**

［使用許諾契約］画面が表示されます。

9. **使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の条項に同意します。]をクリックしてチェックを付け、[次へ]ボタンをクリックします。**

［インストール先の選択］画面が表示されます。

10. **[次へ]ボタンをクリックします。**

［プログラムをインストールする準備ができました］画面が表示されます。

11. **[インストール]ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

12. **[弥生シリーズセットアップ]画面に戻るので、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. **「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ（https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html）を開きます。**



2. **該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。**

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

3. **該当の会計・給与ソフトメーカーの［ダウンロード］をクリックします。**

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. **該当の連動コンポーネントの［連動コンポーネントをダウンロードする］ボタンをクリックします。**

画面の右上に［ダウンロード］画面が表示されます。

5. **［ファイルを開く］をクリックします。**



［ユーザーアカウント制御］画面が表示されます。

6. **［はい］ボタンをクリックします。**

［弥生シリーズセットアップ］画面が表示されます。

7. **［インストール開始］ボタンをクリックします。**

［使用許諾契約］画面が表示されます。

8. **使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は［使用許諾契約の条項に同意します。］をクリックしてチェックを付け、［次へ］ボタンをクリックします。**

［インストール先の選択］画面が表示されます。

9. **［次へ］ボタンをクリックします。**

［プログラムをインストールする準備ができました］画面が表示されます。

10. **［インストール］ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

11. **［弥生シリーズセットアップ］画面に戻るので、［完了］ボタンをクリックします。**

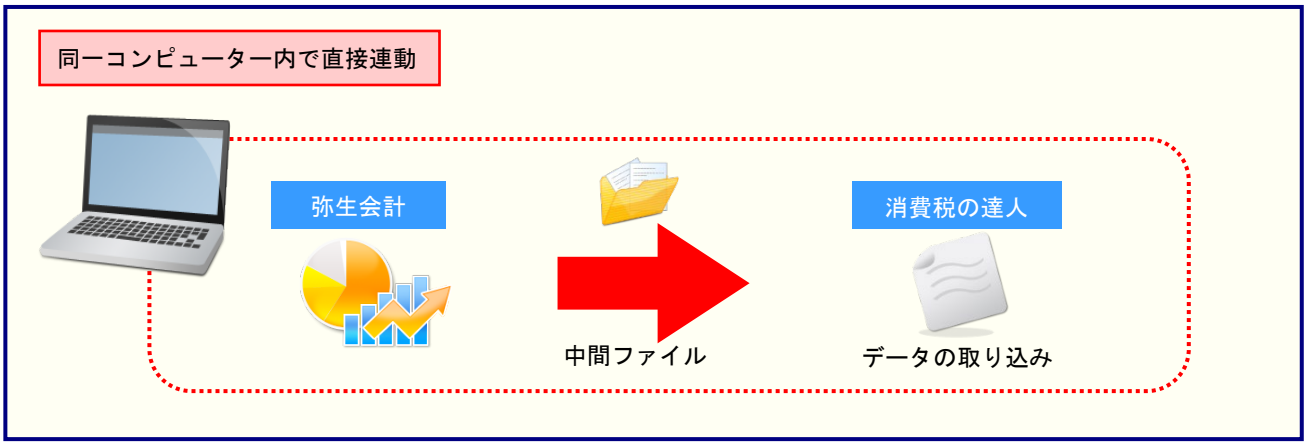
以上で、「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」は、「弥生会計」のデータから中間ファイルを作成します。
データ取り込みの操作方法は、「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

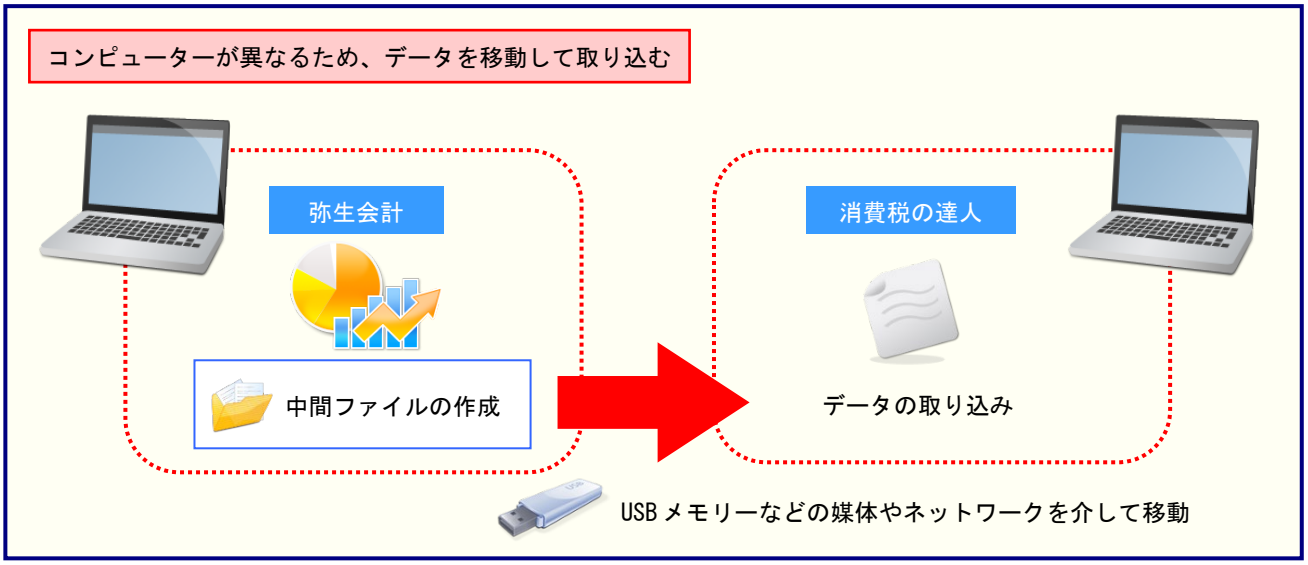
1.「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

「弥生会計」をインストールしているコンピューターで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピューターで取り込みます。

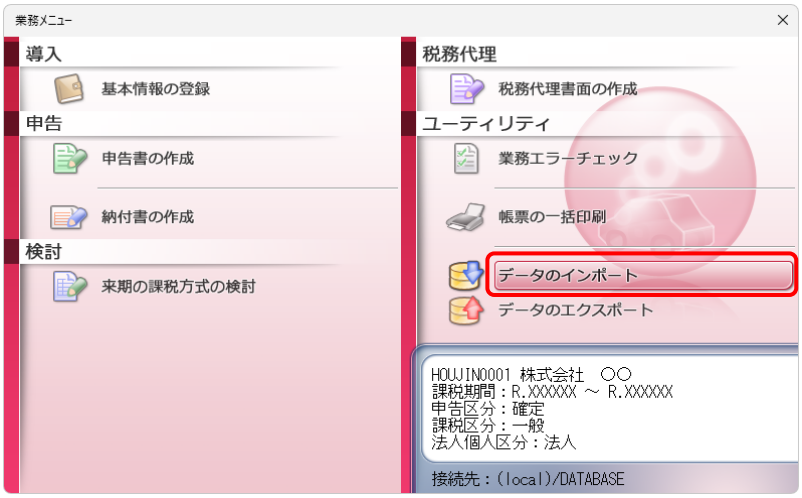


5.操作方法

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」（P.29）を必ずお読みください。操作手順は、「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

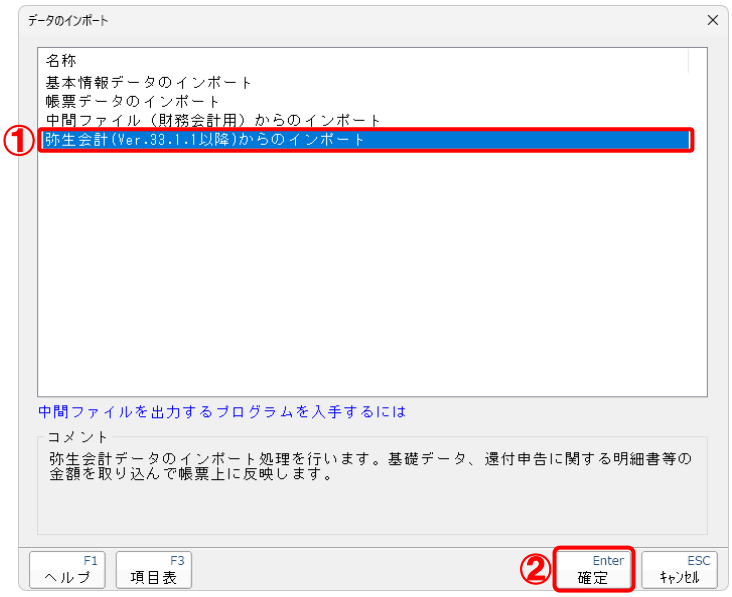
1.「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

1. **「消費税の達人」を起動してデータを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。**



［データのインポート］画面が表示されます。

2. ［弥生会計（Ver.33.1.1以降）からのインポート］をクリックして選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。



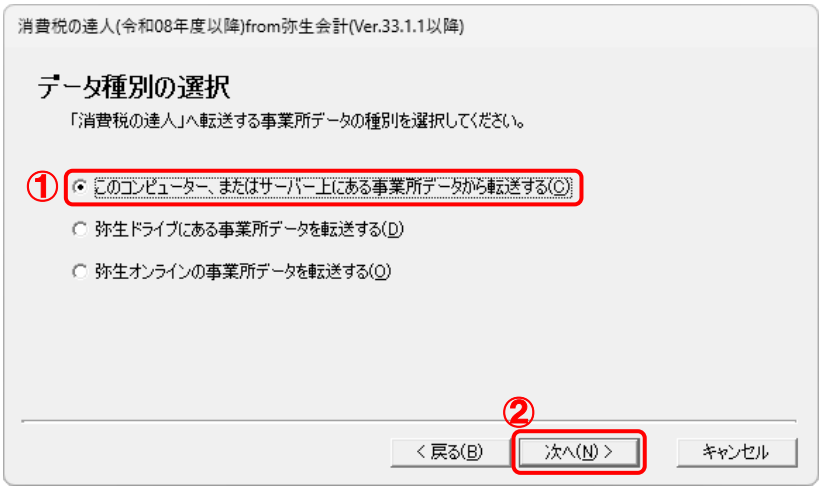
［消費税の達人（令和 08 年度以降）from 弥生会計（Ver.33.1.1 以降）］画面が表示されます。

3. ［次へ］ボタンをクリックします。



［データ種別の選択］画面が表示されます。

4. [このコンピューター、またはサーバー上にある事業所データから転送する]を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

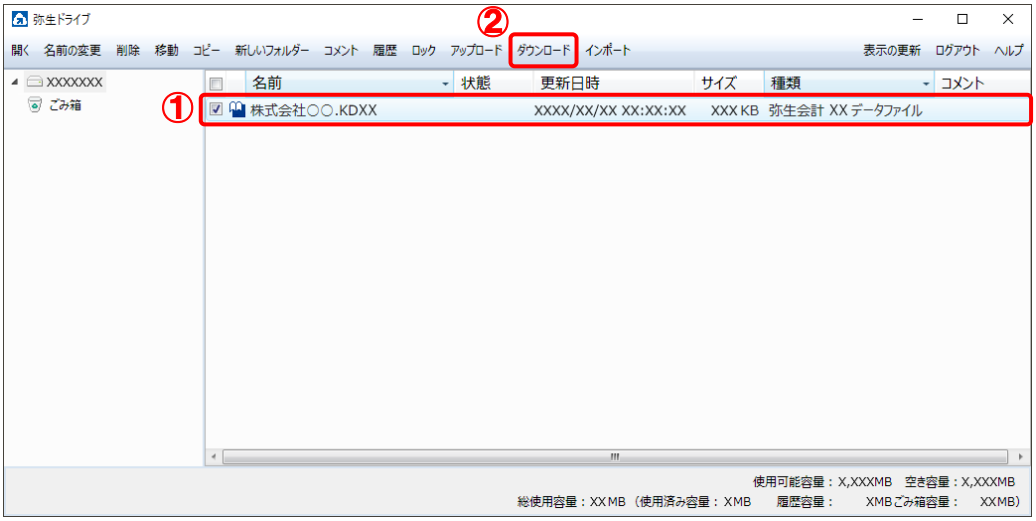


［データの選択］画面が表示されます。

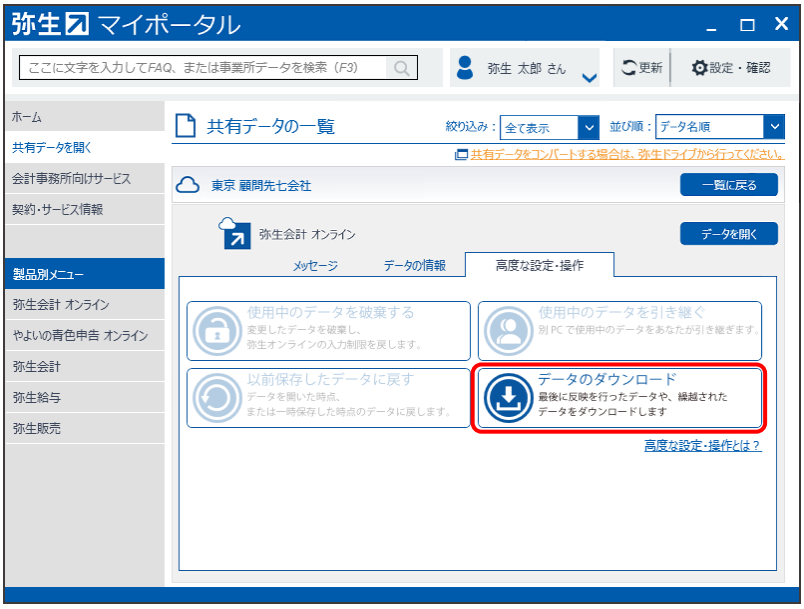
※ 弥生会計 27をインストールしている場合、弥生会計 27、弥生会計 26、弥生会計 25、弥生会計 24、弥生会計 23、弥生会計 22、弥生会計 21、弥生会計 20で作成した事業所データを選択できます。

※ ［弥生オンラインの事業所データを転送する］は、弥生会計 27 AEの場合のみ表示されます。

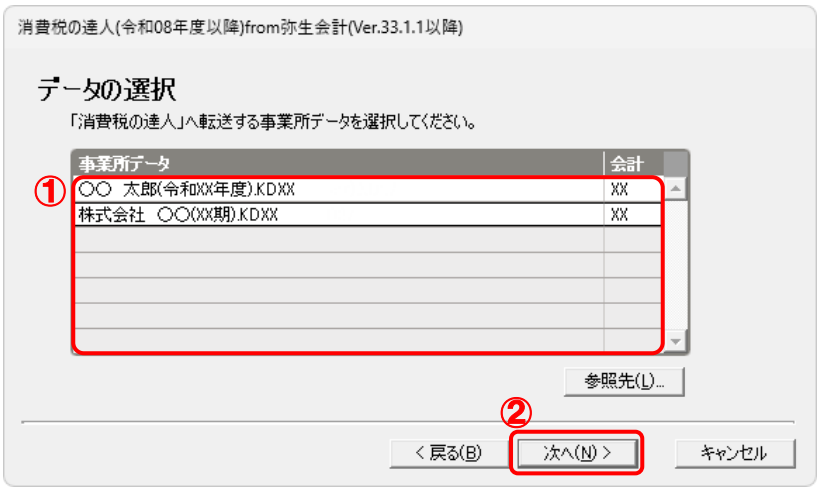
※ 弥生ドライブ上のデータを選択したい場合は、［弥生ドライブにある事業所データを転送する］を選択します。弥生ドライブが起動するので、ファイルを指定したうえで、連動する事業所データをダウンロードしてください。



※ 弥生会計 オンラインのデータを選択したい場合は、［弥生オンラインの事業所データを転送する］を選択します。弥生 マイポータルが起動するので、連動するデータをダウンロードしたうえで、ファイルを指定してください。

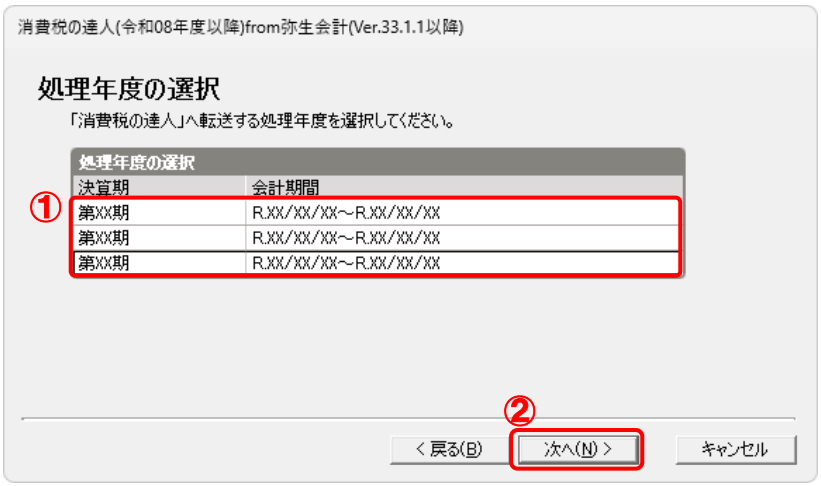


5. 「消費税の達人」に取り込む「弥生会計」のデータをクリックして選択し（①）、［次へ］ボタンをクリックします（②）。



［処理年度の選択］画面が表示されます。

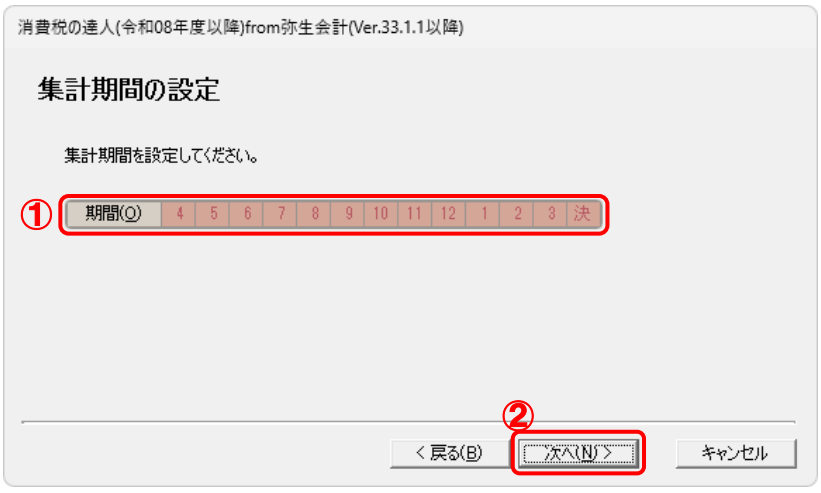
6. 手順5で選択したデータの処理年度をクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



［集計期間の設定］画面が表示されます。

※ 手順5で選択したデータの会計期間が複数存在しない場合は、手順6の画面は表示されません。手順7に進んでください。

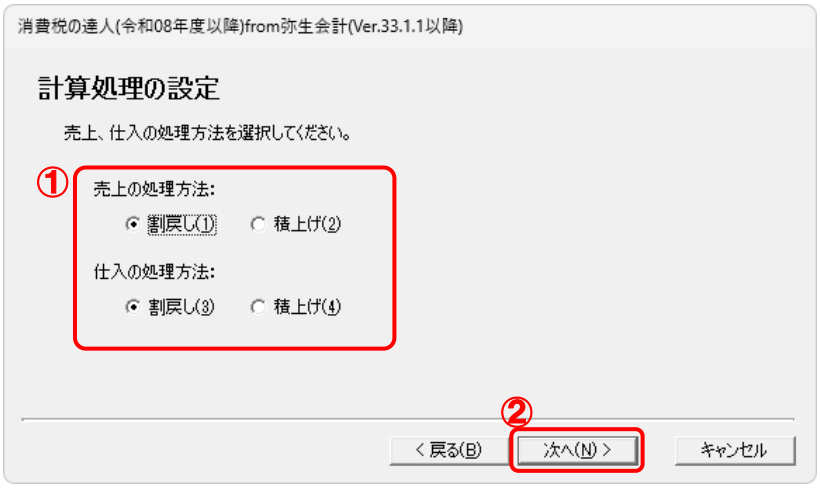
7. 「弥生会計」から出力するデータの集計期間を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



［計算処理の設定］画面が表示されます。

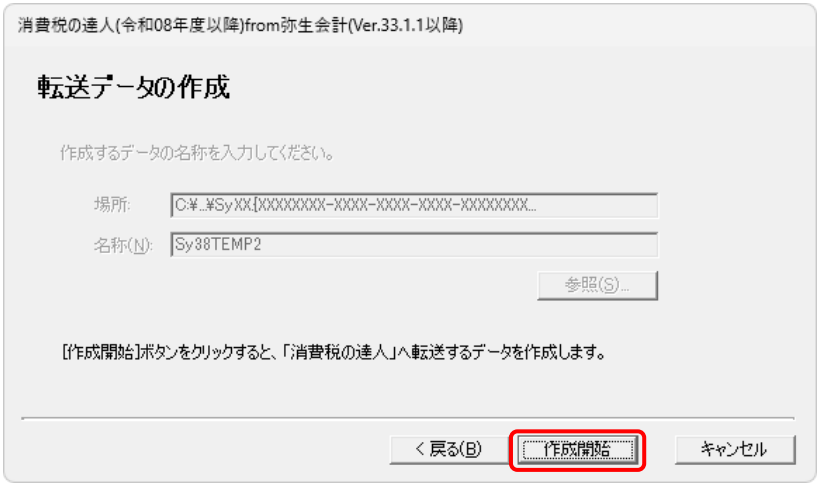
※ 画面は全期間を設定しています。

8. 売上及び仕入の処理方法を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



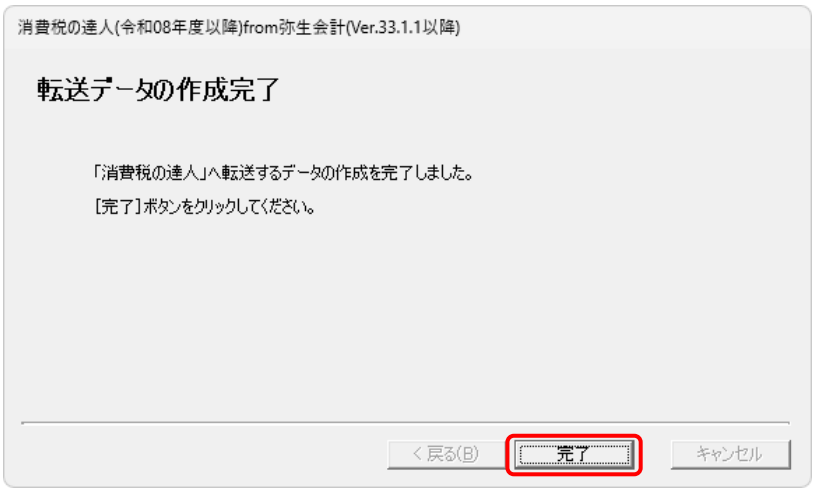
[転送データの作成]画面が表示されます。

9. [作成開始]ボタンをクリックします。



[転送データの作成完了]画面が表示されます。

10. ［完了］ボタンをクリックします。



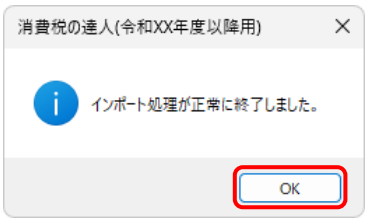
［条件設定（インポート）］画面が表示されます。

11. ［インポート先の指定］を指定し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。



終了画面が表示されます。

12. ［OK］ボタンをクリックします。



［業務メニュー］画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

1. **Windowsのスタートボタン右横の検索ボックスに、「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」と入力して表示される検索結果から、[消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）]をクリックします。**

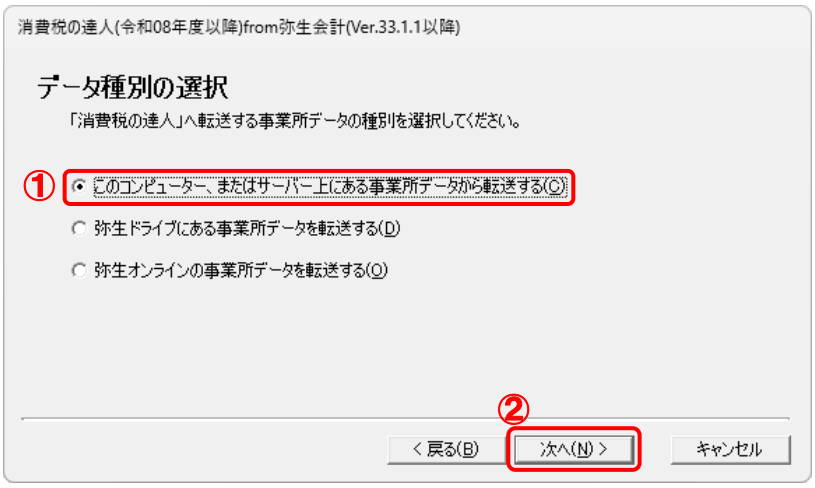
［消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）］画面が表示されます。

2. **[次へ]ボタンをクリックします。**



［データ種別の選択］画面が表示されます。

3. **[このコンピューター、またはサーバー上にある事業所データから転送する]を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。**

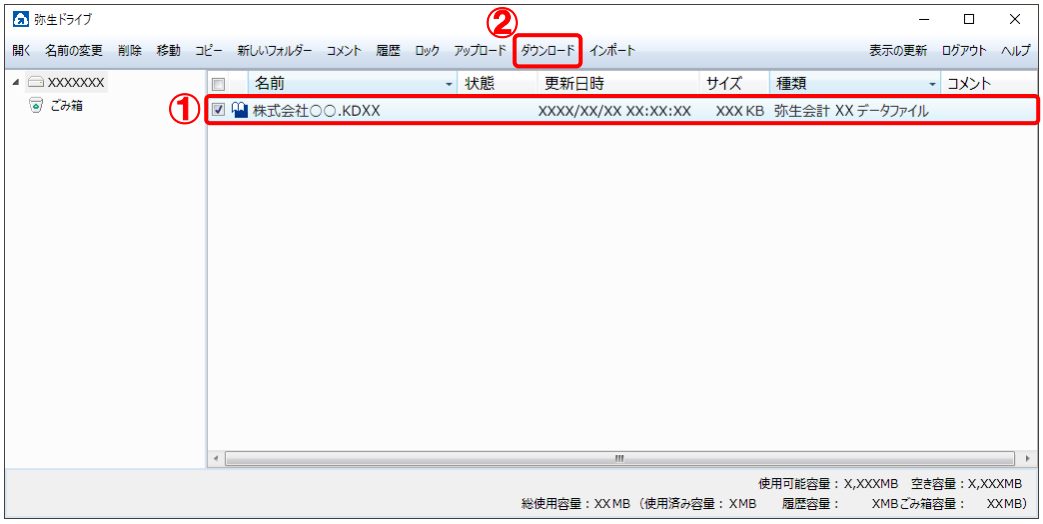


[データの選択]画面が表示されます。

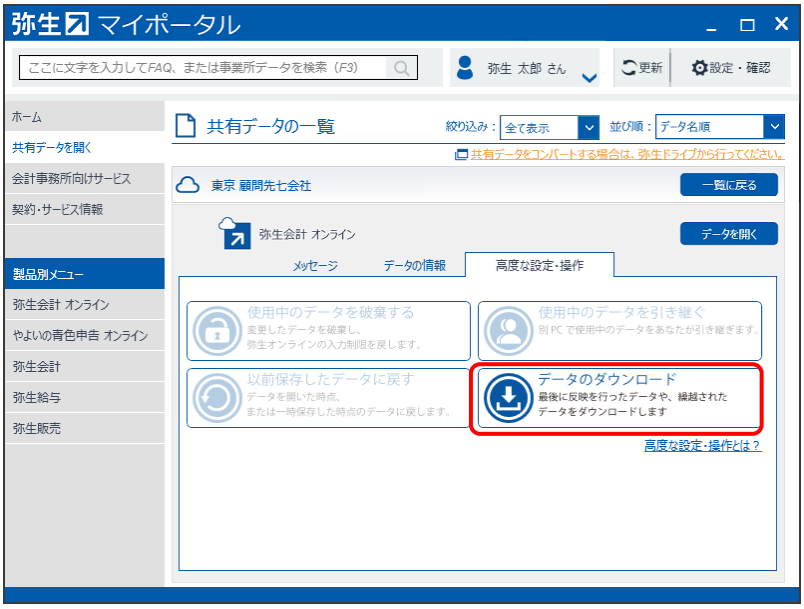
※ 弥生会計 27をインストールしている場合、弥生会計 27、弥生会計 26、弥生会計 25、弥生会計 24、弥生会計 23、弥生会計 22、弥生会計 21、弥生会計 20で作成した事業所データを選択できます。

※ [弥生オンラインの事業所データを転送する]は、弥生会計 27 AEの場合のみ表示されます。

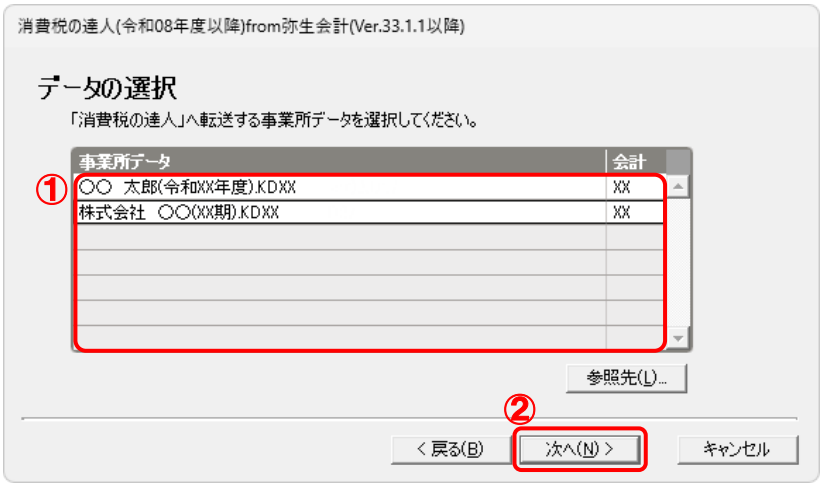
※ 弥生ドライブ上のデータを選択したい場合は、[弥生ドライブにある事業所データを転送する]を選択します。弥生ドライブが起動するので、ファイルを指定したうえで、連動する事業所データをダウンロードしてください。



※ 弥生会計 オンラインのデータを選択したい場合は、[弥生オンラインの事業所データを転送する] を選択します。弥生 マイポータルが起動するので、連動するデータをダウンロードしたうえで、ファイルを指定してください。

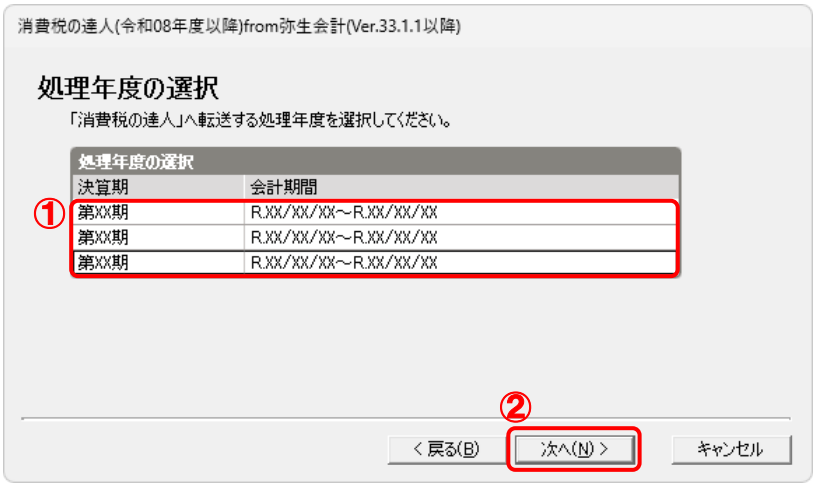


4. 「消費税の達人」に取り込む「弥生会計」のデータをクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[処理年度の選択] 画面が表示されます。

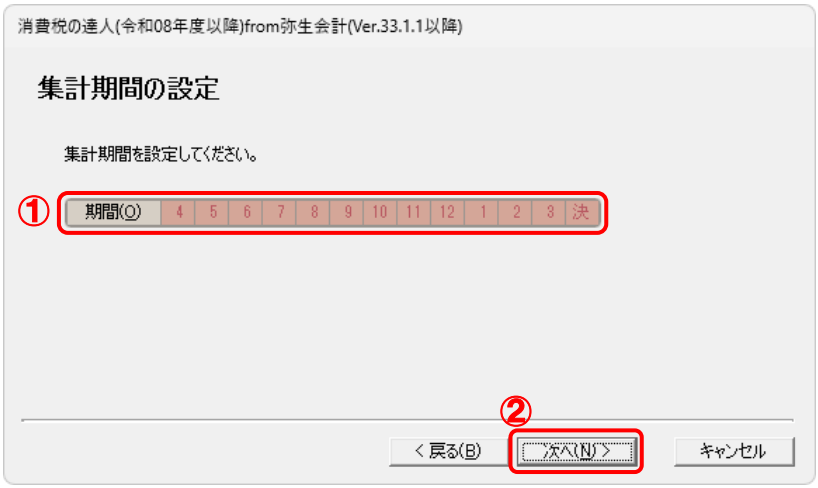
5. 手順4で選択したデータの処理年度をクリックして選択し（①）、［次へ］ボタンをクリックします（②）。



［集計期間の設定］画面が表示されます。

※ 手順4で選択したデータの会計期間が複数存在しない場合は、手順5の画面は表示されません。手順6に進んでください。

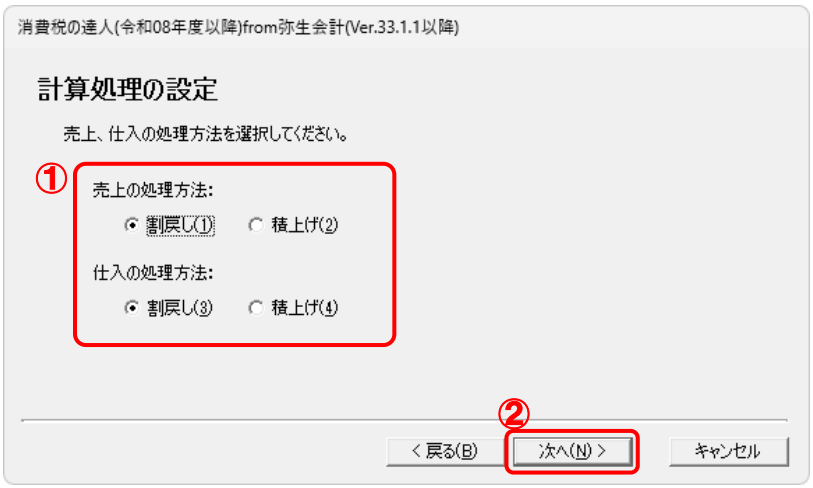
6. 「弥生会計」から出力するデータの集計期間を設定し（①）、［次へ］ボタンをクリックします（②）。



［計算処理の設定］画面が表示されます。

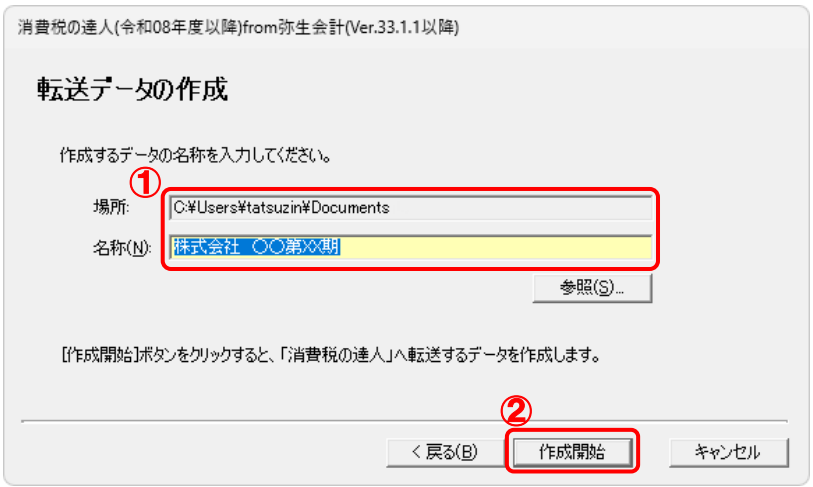
※ 画面は全期間を設定しています。

7. 売上及び仕入の処理方法を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[転送データの作成] 画面が表示されます。

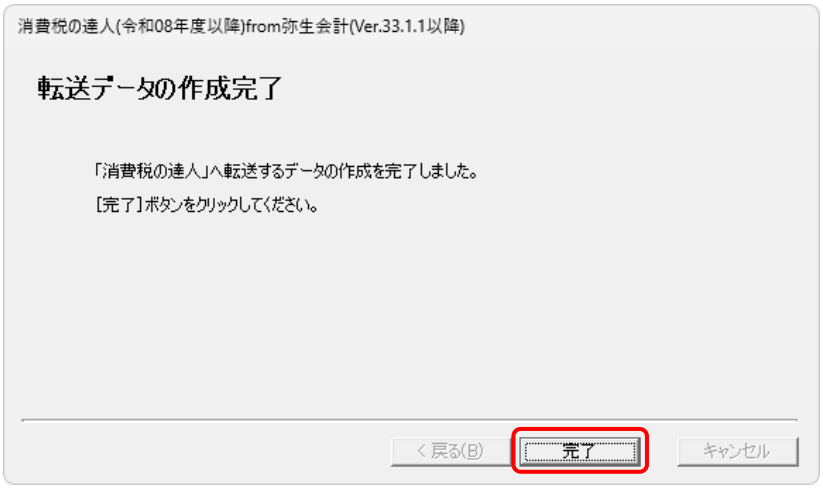
8. [場所]及び[名称]を確認し(①)、[作成開始]ボタンをクリックします(②)。



[転送データの作成完了] 画面が表示されます。

※ [場所] の初期値は [C:¥Users¥ (ユーザー名) ¥Documents] です。[参照] ボタンをクリックして表示される画面から変更できます。

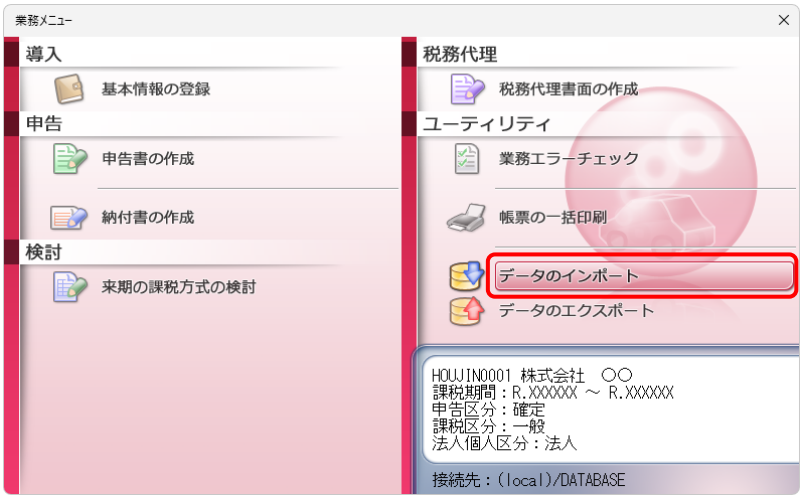
9. **[完了]ボタンをクリックします。**



手順8で指定した［場所］に、中間ファイルが作成されます。

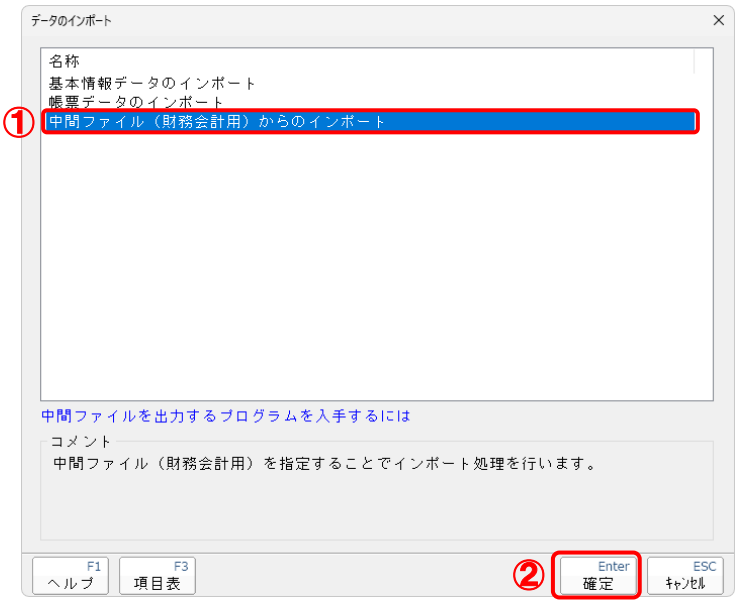
10. **作成された中間ファイルを、USBメモリーなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピューターに移動します。**

11. **「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。**



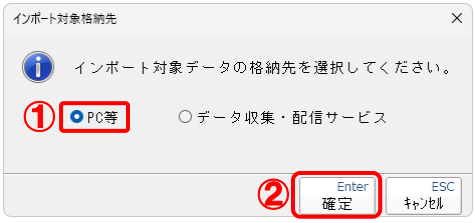
［データのインポート］画面が表示されます。

12. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

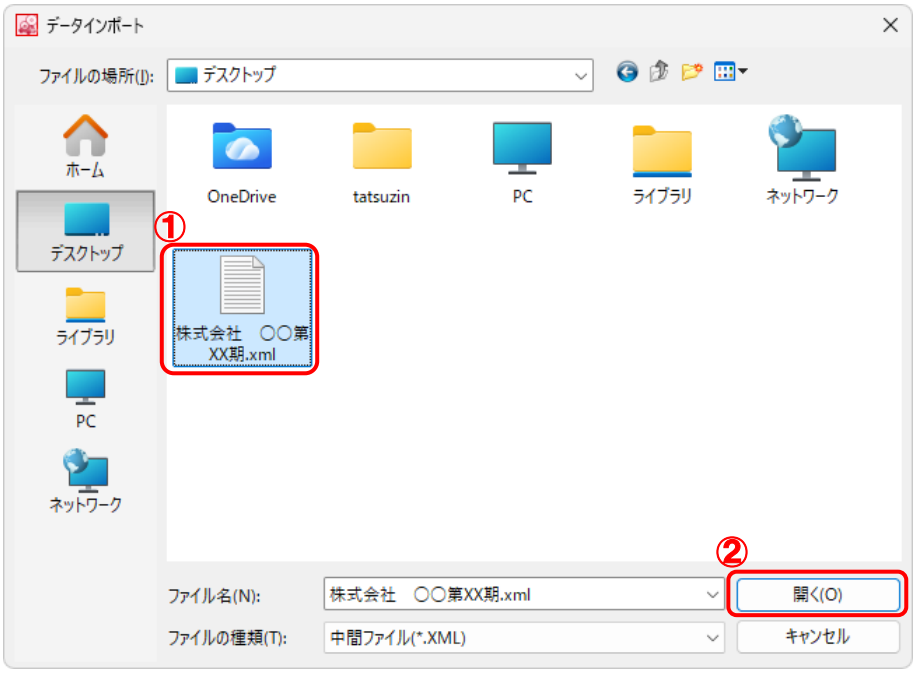


［データインポート］画面が表示されます。

※ ［インポート対象格納先］画面は、達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方のみ表示されます。[PC等]を選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



13. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



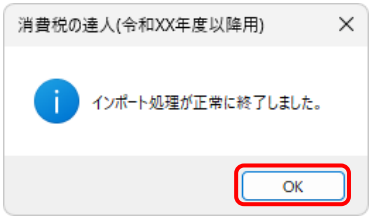
[条件設定（インポート)] 画面が表示されます。

14. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

15. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

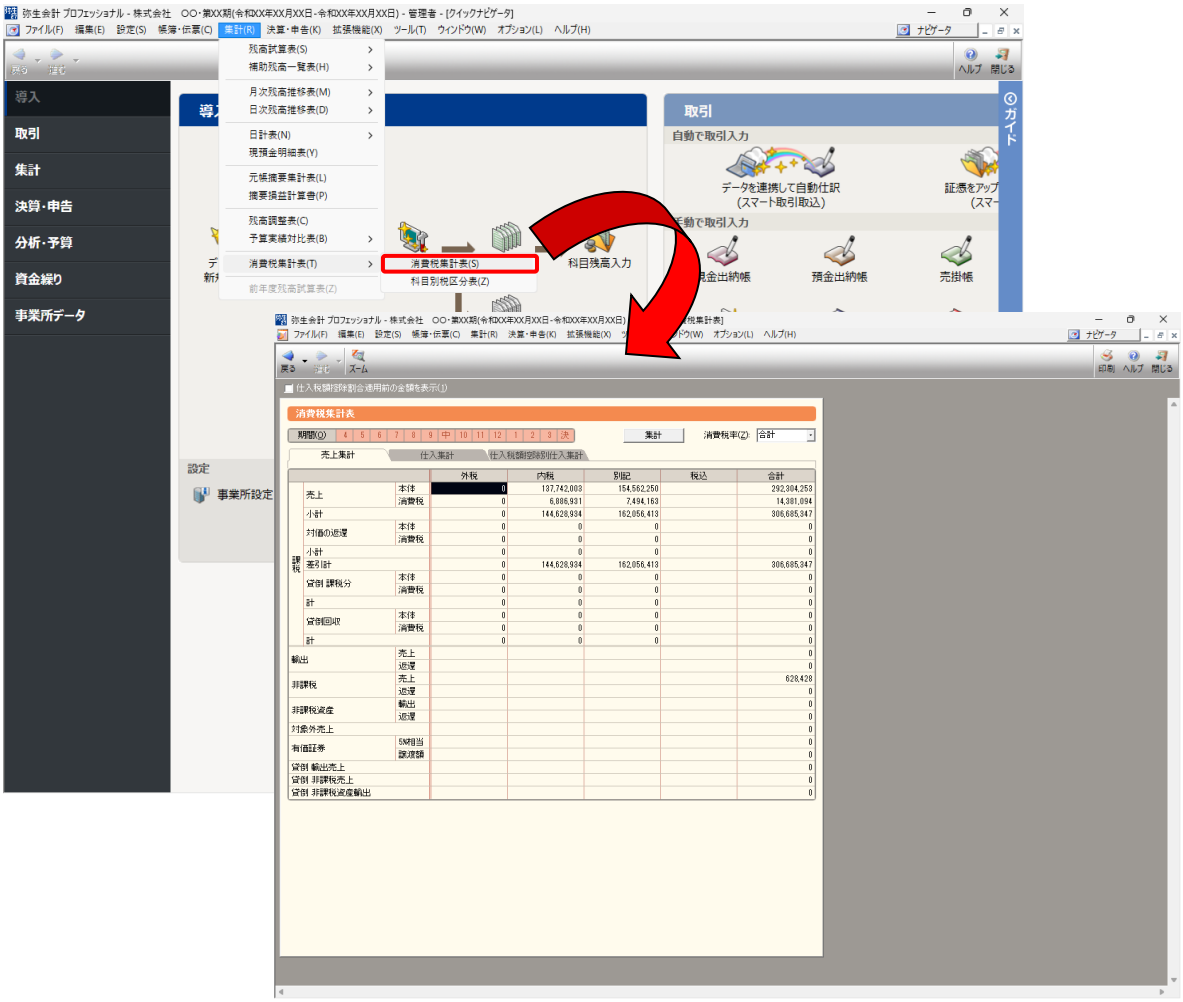
以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」では、「弥生会計」の消費税集計表よりデータを取り込みます。

「弥生会計」から連動するデータ（連動元）

「弥生会計」からはメニューバー［集計］－［消費税集計表］－［消費税集計表］のデータが連動します。



注意

メニューバー［決算･申告］―［消費税申告書設定］－［申告基礎データ（**用）］で表示される申告基礎データで「データ取込」を実施しても確認できます（**には、一般又は簡易課税が入ります）。

「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

・［基礎データ］画面

■［税率（10%・8%）適用分］を選択している場合

・売上（10%分）／（軽8%分）
・仕入（10%分）／（軽8%分）
・返還（10%分）／（軽8%分）
・貸倒（10%分）／（軽8%分）

■［旧税率（8%・5%・3%）適用分］を選択している場合

・売上（旧8%分）／（5%分）
・仕入（旧8%分）／（5%分）
・返還（旧8%分）
・特定仕入（旧8%分）
・貸倒（旧8%分）／（5%分）

■［適格請求書発行事業者以外からの仕入分］を選択している場合

・仕入（10%・積上分）／（10%・割戻分）／（軽8%・積上分）／（軽8%・割戻分）
／（旧8%分・積上分）／（旧8%分・割戻分）／（5%分・積上分）／（5%・割戻分）
・返還（10%・積上分）／（10%・割戻分）／（軽8%・積上分）／（軽8%・割戻分）
／（旧8%分・積上分）／（旧8%分・割戻分）／（5%分・積上分）／（5%・割戻分）

・［当課税期間の課税売上高］画面

・免税期間分の課税売上高

・課税売上高及び消費税額等の予測表（1面）

簡易課税用

・［基礎データ］画面
　■［税率（10%・8%）適用分］を選択している場合
　・売上（10%分）／（軽8%分）
　・返還（10%分）／（軽8%分）
　・貸倒（10%分）／（軽8%分）
　■［旧税率（8%・5%・3%）適用分］を選択している場合
　・売上（旧8%分）／（5%分）
　・返還（旧8%分）／（5%分）
　・貸倒（旧8%分）／（5%分）

・［当課税期間の課税売上高］画面
　・免税期間分の課税売上高

・課税売上高及び消費税額等の予測表（1面）

注意

（3%分）は連動対象外です。

［基礎データ（一般用）］画面

■［税率（10%・8%）適用分］を選択している場合

売上（10%分）／（軽 8%分）



仕入（10%分）



返還（10%分）／（軽 8%分）



貸倒（10%分）／（軽 8%分）



仕入(軽8%分)


基礎データ（一般用）
表示対象：
税率(10%・8%)適用分
旧税率(8%・5%・3%)適用分
適格請求書発行事業者以外からの仕入分
売上(10%) 仕入(10%) 返還(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)
区分
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮払消費税
税込経理方式の場合
税込価額
仕入 積上計算用
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
仕入 割戻計算用
課税売上対応
非課税売上対応
共通売上対応
輸入仕入
課税売上対応(6.24%分)
非課税売上対応(6.24%分)
共通売上対応(6.24%分)
地方消費税分
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+↵ 確定
ESC キャンセル

■［旧税率（8%・5%・3%）適用分］を選択している場合

売上（旧8%分）／（5%分）



仕入（旧8%分）



返還（旧8%分）



特定仕入（旧8%分）



貸倒（旧8%分）／（5%分）

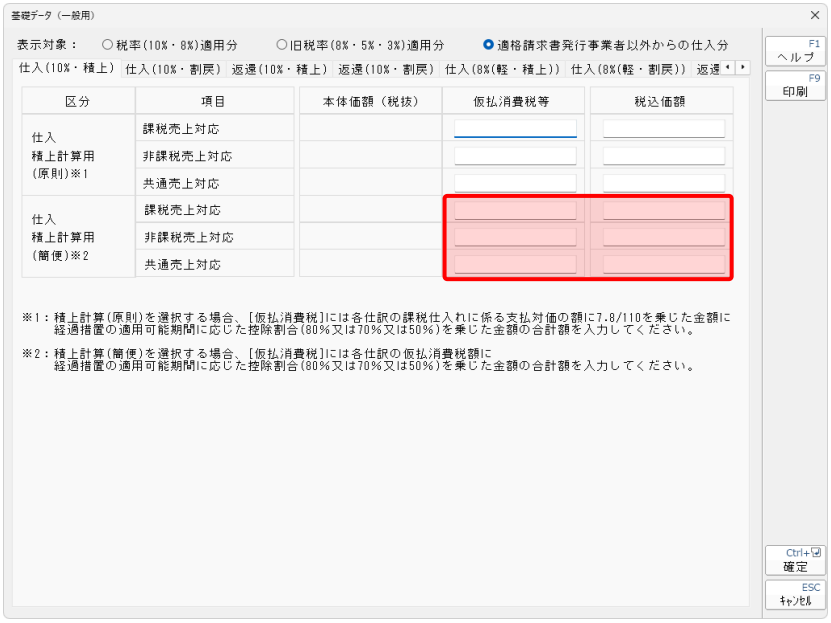


仕入（5%分）



■［適格請求書発行事業者以外からの仕入分］を選択している場合

仕入（10%・積上分）／（軽8%・積上分）／（旧8%分・積上分）／（5%・積上分）



仕入（10%・割戻分）／（軽8%・割戻分）／（旧8%分・割戻分）／（5%・割戻分）



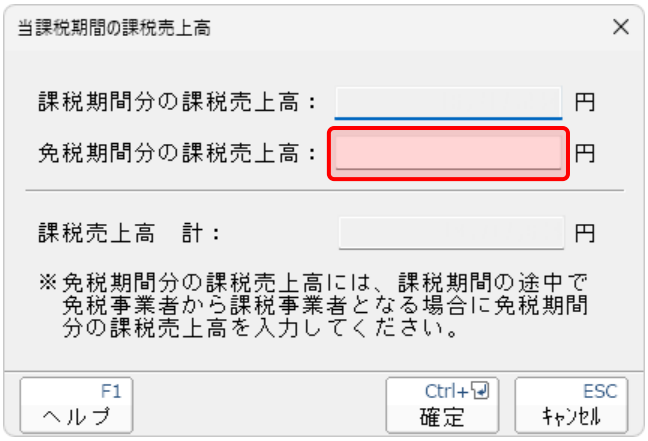
返還（10%・積上分）／（軽8%・積上分）／（旧8%分・積上分）／（5%・積上分）



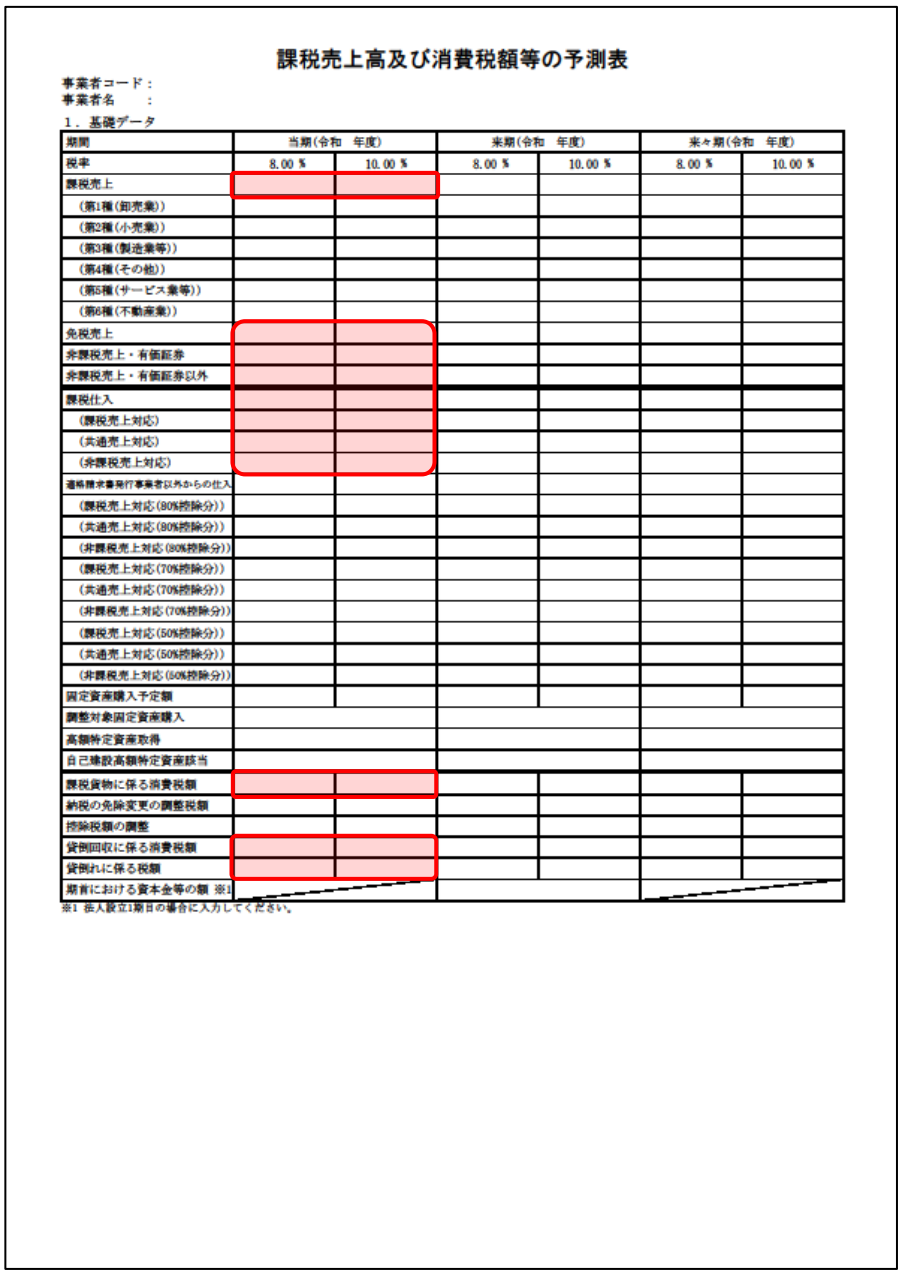
返還（10%・割戻分）／（軽8%・割戻分）／（旧8%分・割戻分）／（5%・割戻分）



[当課税期間の課税売上高]画面



課税売上高及び消費税額等の予測表(１面)(一般用)



課税売上高及び消費税額等の予測表

事業者コード：
事業者名　　：

１．基礎データ

期間	当期(令和　年度)		来期(令和　年度)		来々期(令和　年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
適格請求書発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(70%控除分))						
(共通売上対応(70%控除分))						
(非課税売上対応(70%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

注意

「弥生会計 27」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

［基礎データ（簡易課税用）］画面

■［税率（10%・8%）適用分］を選択している場合

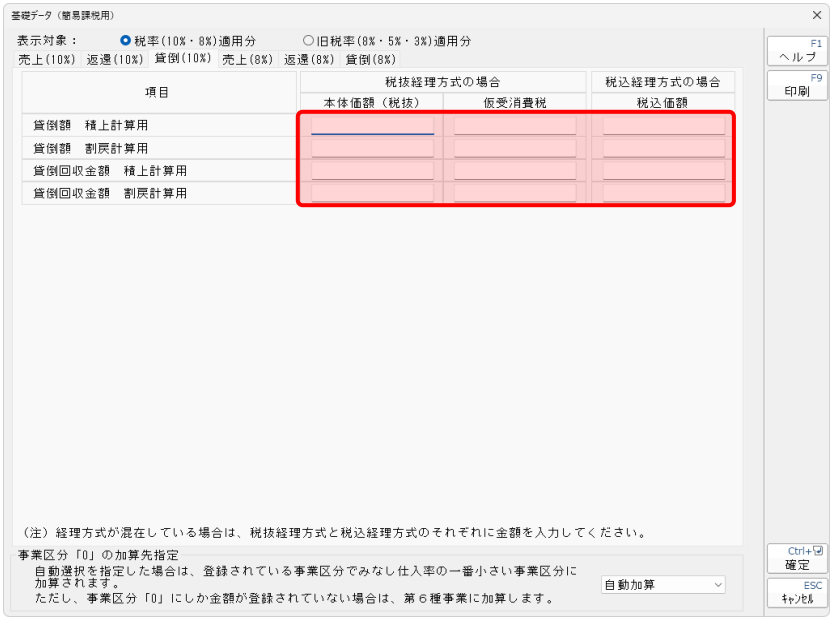
売上（10%分）／（軽 8%分）



返還（10%分）／（軽 8%分）



貸倒（10%分）／（軽 8%分）


基礎データ（簡易課税用）
表示対象：
税率（10%・8%）適用分
旧税率（8%・5%・3%）適用分
売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額 積上計算用
貸倒額 割戻計算用
貸倒回収金額 積上計算用
貸倒回収金額 割戻計算用
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

■［旧税率（8%・5%・3%）適用分］を選択している場合

売上（旧 8%分）／（5%分）



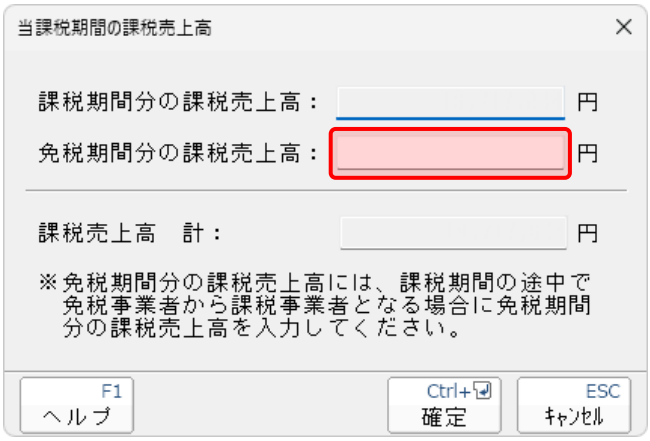
返還（旧 8%分）／（5%分）



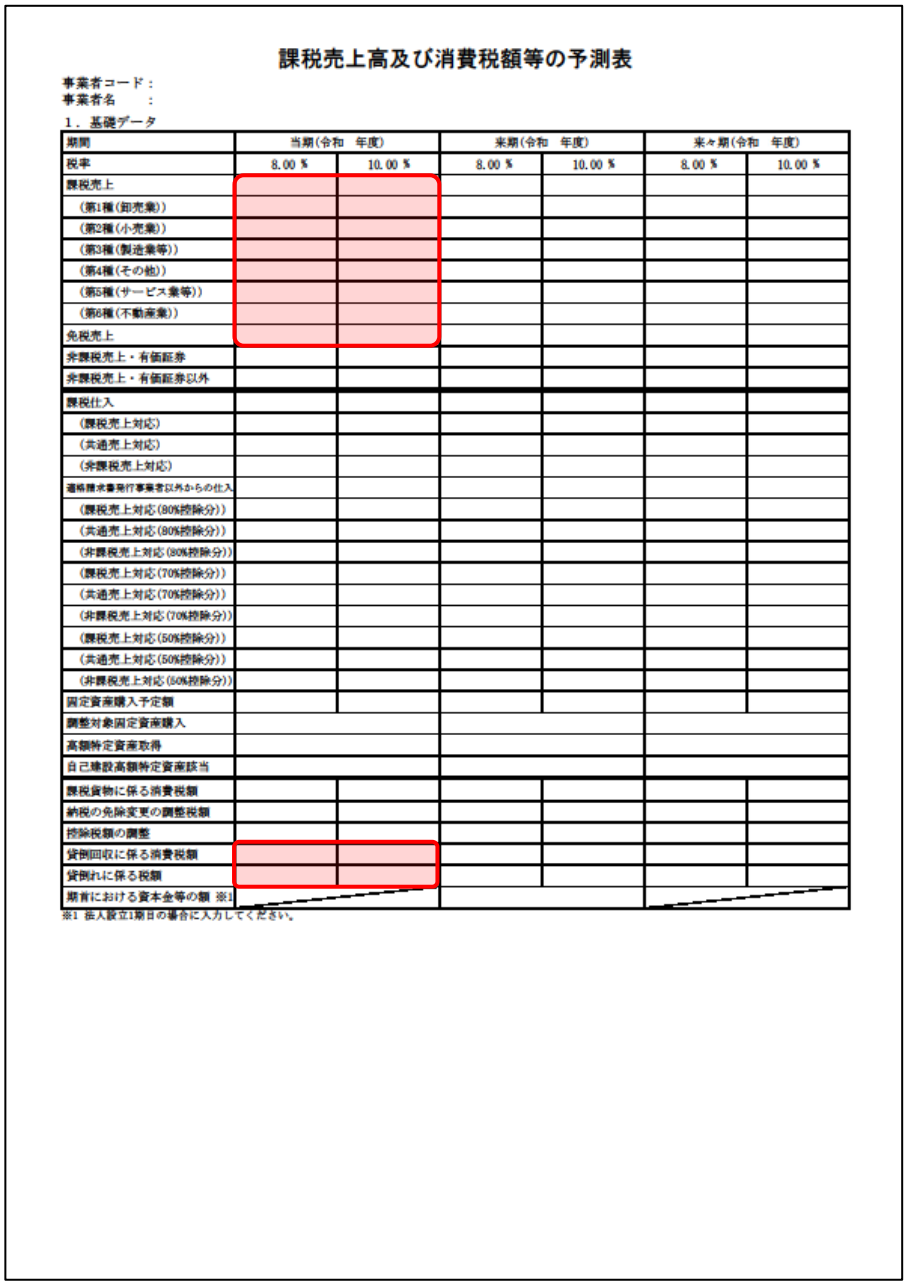
貸倒（旧8%分）／（5%分）


基礎データ（簡易課税用）
表示対象：
税率(10%・8%)適用分
旧税率(8%・5%・3%)適用分
売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)
項目
税抜経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込経理方式の場合
税込価額
貸倒額　積上計算用
貸倒額　割戻計算用
貸倒回収金額　積上計算用
貸倒回収金額　割戻計算用
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面



課税売上高及び消費税額等の予測表(１面)(簡易課税用)



課税売上高及び消費税額等の予測表

事業者コード：
事業者名　　：

１．基礎データ

期間	当期(令和　年度)		来期(令和　年度)		来々期(令和　年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
適格請求書発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(70%控除分))						
(共通売上対応(70%控除分))						
(非課税売上対応(70%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 個人設立1期目の場合に入力してください。

注意

「弥生会計 27」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

7.アンインストール方法

「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」をコンピューターからアンインストールするには、以下の手順で行います。

> **注意**
>
> アンインストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. **Windowsのスタートボタン右横の検索ボックスに、「コントロールパネル」と入力して表示される検索結果から[コントロールパネル]をクリックします。**

［コントロールパネル］画面が表示されます。

2. **[プログラムのアンインストール]をクリックします。**

［プログラムのアンインストールまたは変更］画面が表示されます。

※ ［コントロールパネル］画面をアイコン表示にしている場合は、［プログラムと機能］をクリックします。

3. **[消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）]をクリックして選択し、[変更]をクリックします。**

［InstallShield Wizard］画面が表示されます。

4. **[次へ]ボタンをクリックします。**

［プログラムの保守］画面が表示されます。

5. **[削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。**

［プログラムの削除］画面が表示されます。

6. **[削除]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。

7. **完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（令和08年度以降）from弥生会計（Ver.33.1.1以降）」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

『弥生』は弥生株式会社の登録商標です。
Microsoft、Windows、Windows Server、SQL Server、Outlook、Excel は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
Adobe、Adobe Reader、Acrobat は、Adobe Systems Incorporated （アドビ システムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
その他、記載された会社名および製品名などは該当する各社の登録商標または商標です。
本文中、®マークは明記しておりません。

消費税の達人（令和08年度以降）
from弥生会計（Ver.33.1.1以降） 運用ガイド

2026年11月4日初版